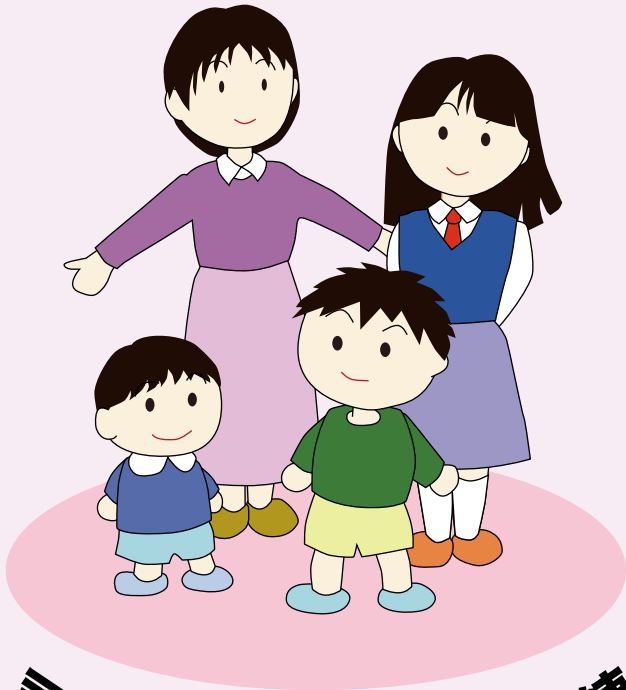


犯罪から子どもを守る



司法面接法の開発と訓練

# News Letter

## Vol.3

2010.3.

独立行政法人 科学技術振興機構  
・社会技術研究開発センター

研究開発プログラム

「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

### 司法面接法 研修

2009 年度 司法面接 研修 第1クール

司法面接研修を受けて 子どもの体験を守ること (中田 真由美)

直感に頼りすぎず おごらない姿勢で (南部 葵)

2009 年度 司法面接 研修 第2クール

「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」 in 奈良

これまでの研修を振り返って (小山 和利)

### 報告

ソルトレーク市子ども司法センター (CJC) の訪問

JST 領域合宿

JST 領域若手会

ブル博士 Q & A

カレンダー

## 司法面接法 研修

# 2009年10月+11月

司法面接研修

## 2009年度司法面接研修第1クール

当プロジェクトの目的の一つは、「道内の児童相談所職員を中心とした専門家への研修」を行い、司法面接法とその研修プログラムを作成することです。2009年度は基礎研修2日(12時間)、中級研修2日(12時間)の計4日間の研修(これらをまとめてクールと呼びます)を2回実施しました。

第1クール研修は、10月と11月に、心理判定員を中心とする計14人(道内児童相談所と福祉センター職員計11人、道外児童相談所職員3人)に行われました。

10月5-6日の基礎研修では、面接法ガイドラインの歴史、基礎となる実証的研究、面接の各段階と要素に関する講義、面接の計画を立てるグループワーク、研修者同士のロールプレイ、小学生を被面接者としたロールプレイなどを行いました。11月9-10日の中級研修では、話しながら子どもへの対応、ガイドラ

インの効果に関する講義、基礎研修で行った各自の面接を書き起こし分析する会話分析演習、子どもを対象としたロールプレイなどを行いました。すべての研修者の面接について、録画された面接を振り返りながら、活発な質疑応答を行ないました。

このクールでは警察庁生活安全局から1人、科学警察研究所から2人のオブザーバー参加があり、面接に関して多様な観点からの意見交換もありました。また、新聞社からの訪問取材もあり、研修の様態と面接の意義についての記事が北海道新聞に掲載されました(11月2日朝刊)。



## 司法面接研修を受けて子どもの体験を守ること

研修参加者

北海道北見児童相談所 中田 真由美

「子どもは日頃、誘導されながら、暗示されながら生きている」。これが今回の司法面接研修の中で、最も印象的な言葉でした。

特に児童相談所にやって来る子どもたちは、何らかの傷つく体験を通して、相手の顔色や反応にとても敏感であることが多いと思います。固く口を閉ざしたり、自然と相手の求める答えを出そうとしたりするため、ただ「実際に起こった出来事」を聞くだけでも、「誘導せずに聞き取る」ことはとても難しいと感じます。そんな迷いながら子どもとの面接を繰り返す日々、この司法面接

の技法がひとつの道標になってくれたと思っています。

子どもを守るべき児童相談所が、子どもの証言を誘導によって歪ませることなく、ありのまま聞き出すことは、子どもの体験を守る、そして子ども自身を守ることであり、非常に大切なことだと思います。

研修後に実践した司法面接では、子どもたちが、身近に関わる大人たちからどれだけ大きな影響を受けているかを改めて感じたものでした。今後は児童相談所のみならず、子どもに関わる全ての人たちにもっと司法面接の必要性が浸透し、子どもの体験、証言を守ることのできる体制が作られていくことを願っています。



## 直感に頼りすぎず おごらない姿勢で

研修参加者

北海道釧路児童相談所 南部 葵

最近、私はある虐待を受けた幼児のお子さんを受け持ちました。面接では「家での様子」など肝心の質問になると「教えてあげない」と言って逃げていくお子さんでした。そのため、遊んでいるなかでこのお子さんが話す「こんどやったら、思いつきりやるからね」「わかったら返事しな」「ごめんなさいって言わないんだ」などの表現を手がかりに、家での様子を推察することにしました。あるとき、「私のこと嫌いなんでしょ」と聞いてきたので、「おかあさんは○○ちゃんのこと嫌っているの」と尋ねると「『いうことをきかないと嫌い』って言う」と話してくれました。

この「おかあさん」という言葉を使って質問をしようとしたときに、一瞬、「あっ、誘導質問だな」との迷いが頭のなかをよぎりましたが、家庭の状況やこのお子さんとのそれまでのやりとりから、きっとおかあさんとのやりとりで出てきた言葉だろうと想像がついたこと、言葉の掛け合いのなかでこのタイミングを逸すると、「おかあさん」という言葉がもう、

このお子さんから出てこないだろうという判断で、聞いてみようという決心しました。本当におかあさんが話したことかどうかの疑問は最後まで残りましたが、結局、おかあさんが話したことだと、このお子さんが表現したのは、この言葉だけでした。

現場に戻ってみてあらためて思ったのは、継続的にやりとりをしてきた面接者だからわかる相手の反応や雰囲気など、肌身で感じるものによって、相手に投げかける言葉をつい選んでいるということです。しかし、司法面接研修の後からは、直感に従った言葉が、気がつかない先入観や記憶の書き換えにつながっているかもしれないということを肝に銘じなければならぬと感じるようになってきました。「子どもが語る事実」とは、必ずしも子どもが発する言葉だけではなく、子どもが発するいろんなものから拾わなければいけないと思うのですが、あまり直感ばかりに頼りすぎないように、おごらない姿勢が大切だと思います。一度自分を離れて、自分の発した言葉を遠くから見つめ直すような感覚が大切なのかもしれません。





2009年12月+2月

司法面接研修

## 2009年度司法面接研修第2クール

第2クールでは、道内の児童相談所と福祉センターから虐待専掌等11人、道外児童相談所から3人の参加があり、基礎研修は12月14-15日、中級研修は2月2-3日に実施されました。研修内容は第1クールと同様ですが、中級研修では録画された面接に対する振り返りを次のように強化しました。すなわち、研修者を3つのグループに分け、それぞれのグループが、①仲、②小山和利先生（北見児童相談所：プロジェクトメンバー）、③二口之則先生（中央児童相談所：プロジェクトメンバー）によるコメント

を受けられるようにしました。そのことで、すべての研修者に対する個別の振り返りが可能となりました。なお、このクールの中級研修には科学警察研究所犯罪行動科学部から3人のオブザーバー参加があり、コメントもいただきました。



2010年1月19日+20日+21日

トレーニング研修

## 「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」 in 奈良

日本子ども家庭総合研究所と共に、関西圏の児童相談所の専門家32名を中心とした「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」を奈良県で1月19日から21日にかけて3日間で行いました。始めの2日間は奈良県文化会館を、3日めは生駒市にあるセラビーいこまを会場として32名を8グループに分けて研修を行いました。山本恒雄先生（日本子ども家庭総合研究所）、丸山恭子先生（カウンセリングルームまるやま）、仲真

紀子（当プロジェクト）の3人が講師となり、ロールプレイや面接の振り返りに関して3種類のスーパーバイズが受けられるような内容になりました。通常4日間で行う研修を3日間で行うため、子どもを被面接者としたロールプレイと会話分析は省かれましたが、32人すべての研修者が、ロールプレイの面接者役を演じることができました。

3日間の忙しい研修スケジュールでしたが、面接を重ねるにつれて、研修者の方々はビデオ録画の操作もスタッフの援助なしで率先して行えるようになり、短期間で行う場合の長所短所を認識できる研修でした。



## これまでの研修を振り返って

司法面接研修

北海道北見児童相談所 小山 和利

司法面接は、名前の通り司法の場での対応を想定した面接方法となりますが、児童相談所では、司法の判断を待たず、行政処分として職権での一時保護の権限が与えられています。目撃証言もなく、且つ加害を疑われた保護者が全面的に否定し、周辺情報からも確信が得られず更に時間的余裕がなければ、子どもからの報告を唯一の虐待の根拠として一時保護の判断をしなければなりません。多くの場合は、一時保護の判断は子どもの救済に繋がりますが、子どもの報告が事実と反する場合もあります。

子どもの虐待を防ぐという社会的な目的の正当性は論を待ちません。しかし、「少しでも疑いのある時は通告を」というキャンペーンの中で、事実と反した嫌疑をかけられる可能性も生じます。児童相談所は、両方のリスクを背負わなければならないため、少しでもリスクを減らすことと同時に、事実確認の手続きの正当性を訴え理解を求めるしかありません。児童相談所の疲弊の一つの要因はこの手続きの弱さにあると思います。

その状況の中で、司法面接は有力な手続きになります。これまで、面接者の姿勢や態度・情熱等の経験則による方法論から、誰でも一定の水準で実行でき、検証可能な具体的な手続きとしての方法論が司法面接であると言えます。そのため、司法面接の積極的な受け入れは急務です。

これまでの児童相談所の文化の違いや、様々な発達上の問題を抱えた児童への汎用の難しさ等での戸惑いも見られますが、児童相談所の必須ツールとして定着しつつあると言えます。司法面接用語も職場で一般化しています。少しでも早く、多くの職員が受講し、研修で得られたスキルを維持し、また現場での体験を積み重ねてスキルアップできる児相の体制が整うことを望んでいます。



小山先生

二口先生



ソルトレーク市子ども司法センター (CJC) の訪問

2009年7月6日-9日

CJC 訪問

ソルトレーク市子ども司法センター (CJC) の訪問

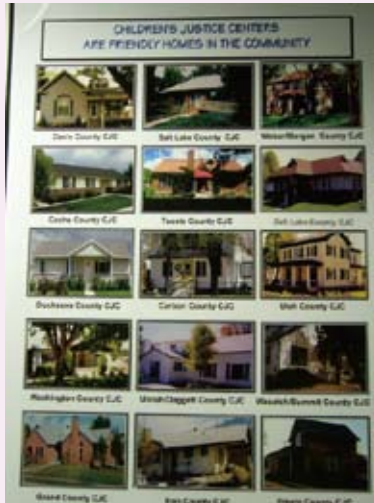
北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子

2009年7月6日、ユタ州ソルトレーク市のCJC (Children's Justice Center: 子ども司法センター) を訪問し、面接を見せていただき、3日間の研修も受けました。以下、CJCの歴史や施設、そこでの面接について紹介します。

**施設の概要:** この施設は、Child Advocacy Center (CAC: チャイルド・アドヴォカシー・センター: 子どもの権利の代弁機関) と同様の機能をもつ施設であり、郡によって運営されています。案内してくれたヘザーさん他、職員は郡により雇用されていますが、給与の一部は民間基金から支払われてもいるとのことでした (つまり雇用は半官半民ということになります)。CJCの業務は、警察、検察、医者、看護師、カウンセラー、被害者支援者、CPS間のギャップを埋める (つまり関係をとりもち、多職種連携を可能にする) ことです。また、司法面接の訓練を行い、面接を支援し、子どもを見守ることもCJCの仕事です (現在3万件ほどフォローしています)。訓練のフォローアップとして、研修者による書き起こしを送ってもらい、評価シートによって評価することもしていますし、定期的に発行するニューズレターには、研究の紹介やこういった評価の結果も載せています。

**CJCの歴史:** 1980年代には警察と福祉の連携はなく、虐待事例に関して、警察と福祉は同じ子ども、家族に独立に対応していました。この頃、グレーテ・ピーターソンという女性が2人の子どもの性虐待事件の陪審員となりました。子どもたちは反対尋問で戸惑い、説明ができず、二次被害を受けたといってもよい状態でした (最終的に、この事件では、他に証拠があったにもかかわらず、合理的な疑いを越えるだけの証拠がないとして被告人が無罪となりました)。グレーテさんは、司法が子どもにとってフレンドリーではないということを目の当たりにし、政府に進言。アラバマ州にあった、当時全米初のチャイルド・アドヴォカシー・センターに行き、情報収集をしました。その後、ユタ政府はCJCを設置する法律をつくり、1991年、グレーテさんは政府より資金を得て最初のCJCを作りました (それが、研修が行われた場所です)。現在、ユタ州には15のCJCがあり、全米には500のチャイルド・アドヴォカシー・センターがあります。ヘザーさんのいる施設は1997年に作られたとのことでした。

**CJCの設備:** CJCはユタ州に15カ所あります。私が訪れたのは2カ所であり、1カ所はヘザーさんが働くセンターであり、もう1カ所は研修が行われたセンターです。いずれも、「おばあちゃんの家」のように、暖かい感じに仕上がっています。ヘザーさんのいるCJCの内部を紹介しましょう。正面玄関か



ら入ると、手前の右側には受付があり、来所者はまずそこで手続きをします。入り口の正面は大きなホールになっていて、3組の大型のソファ・セットがあります。手前はティーンエイジャー用のソファ・セットで、本棚に本やTVゲームなどが用意されています。右奥のソファ・セット、左奥のソファ・セットはより小さい子どものための場所で、ドールハウスや大きなおもちゃが並んでいました。ホールの奥には裏庭に出るドアがあります。裏庭は広い芝生になっていて、花壇やボーイスカウトがつくった小さな家や滑り台などがあります。

部屋に戻りますと、玄関の左側には長い廊下があり、向かい合わせで2つずつ、4つの面接室があります。それぞれソファ

が4個置ける程度の小部屋であり、壁紙や置物にちなんで「ジャングル」「ラビット」「ジラーフ (きりん)」、「ウエスト (西部)」と呼ばれています。面接を受ける子どもが好きな部屋を選びます。また、廊下には医務室、トイレ、クロゼットなどが並んでおり、医務室には診察台があります (身体的虐待、性虐待等の被害確認も行います)。設置当初は医務室はなかったのですが (この施設は病院から20キロくらいであり、アクセスがよいため、この施設から病院へとすぐに行ってもらえると考えていたとのこと)、病院に行くように伝えても実際には30%しか行かないことが判明。そのため、現在では医務室も設置し、週4日、スタッフが来るとのことでした。

さて、ホールの右側にはモニター室が2つ並んでいます。1つに2部屋ずつ (ジャングル、ラビット) (ジラーフ、ウエスト) のセットがあり、バックスタッフはここで面接を視聴します。その他、事務室、キッチン、会議室もあります。会議室では毎週水曜日に、ケースカンファレンスが開かれるとのことでした。会議室の隅では大学生のインターンが、マニュアルにそって、1、2ヶ月後のフォローアップの電話をしていました。なお、この施設は月～金、8時～5時が業務時間ですが、この時間帯に來られない親子もいるので水曜は7時までやっているとのことでした。



**面接:** ユタ州には15の警察署があります。これらの警察署の警察や、看護師、医者等、約100人が面接の訓練を受け (またフォローアップも受け)、NICHDによる面接を行っています。面接はたいてい刑事が行います。年間1500人の子どもが面接を受けますが、その85%は性虐待であり、疑われる加害者は兄弟を含む家族、教師、ボーイスカウトの関係者等々です。なお、ユタ州では、服の上から胸やプライベート

CJC 訪問

パートを触ることもレイプとみなされます。

面接する子どもの40%は加害者です。きょうだい間の事件が多く、多くの事例において、親は、被害児の親でもあり加害児の親でもある、ということが多々あります。加害者が大人であれば警察で取り調べますが、子どもの場合はここでを行います。この方が、子どもは話しやすいですし、加害者である子どもは同時に被害者である場合もよくあるからです。その後、少年事件の子どもは少年院でカウンセリングを受けたり、通所のカウンセリングを受けたりします。CJCでは、家族に少年審判の説明をしたり、加害児を分離するために(加害児は分離する必要があります)、親戚の家を手配したりします。

毎週水曜日行われるケースカンファレンスでは、その週の事例(約20ケース)を検討します。うち60%が起訴されますが、ほとんどはどこかで取り下げられたり「有罪の主張(被疑者が有罪を認める)」がなされます。よって、裁判になるのはごく少ないとのことでした。



**NICHD プロトコルの導入について:** このCJCではNICHDプロトコルを使っていますが、そのきっかけは以下の通りです。心理学者であるM. ラム先生(現在は英国ケンブリッジ大学教授: 2008年に北大で講演していただいた先生です)はユタ大学にいたことがあり、ユタの警察に研究のフィールドとなってくれるよう依頼しました。この施設(CJC)がその依頼に応えたことがNICHD面接を行うようになったきっかけです。1997年に行われた最初の研究では、ベテランの警察官に訓練を行い、効果を測定しました。月一度、フィードバックも行い、NICHDによる面接技能は向上しましたが、残念ながら、半年後には元にもどってしまうという結果でした(しかし、技能を習得した当時の警官で今は退職している人たちが今回の研修のインストラクターとなっていました。まさにレジェンド!という感じでした)。その後、2001年の研究では、新任の警察に訓練を行いました。この人たちにとってはNICHDが初めての面接であったので、習得はうまくいきました。しかし、フォローアップは必要です。

現在、ユタ州にある15のCJCのうち13の施設がNICHD、2つの施設がFinding Words (RATAC)(より心理臨床的な面接法)による面接を行っています。NICHDプロトコルは厳格だという批判もありますが、プロトコルに沿った面接の効果は多くの研究により支持されています。

文責(仲)

JST 領域合宿

2009年11月28日-29日

領域合宿

11月28日、29日と独立行政法人科学技術振興機構(JST)主催の、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域合宿に本プロジェクトも参加しました。「犯罪から子どもの安全」研究開発領域では、全部で13ものプロジェクトがあります。領域、アプローチは違えど、現代社会に生きる子どもたちの安全の問題について、それぞれのプロジェクトの視点で研究が進められていました。

合宿1日目は、各プロジェクトの進行状況や取り組みについての報告が行われました。2日目はプロジェクト間で連携し、協働していけるトピックについてディスカッションを行いました。それぞれのプロジェクトには、関連性や共通点が多くある

ことから、今後はプロジェクト間の連携を取ることで、互いの可能性を広げ、新しい課題へとつなげる機会となりました。また、JSTの方々からのお話にもありましたが、それぞれのプロジェクトの専門性をその領域にだけ留めておくのではなく、関連あるプロジェクトと連携することで、横にこの活動の波を広げていくことができると感じました。また、それぞれのプロジェクトの足りない点、足りない技術を、他のプロジェクトから借りる、教えてもらうことで今ある問題を解決し、新しい研究テーマを見つけることができます。そのような関係性を今後広げていければと感じました。

JST 領域若手会

2009年12月20日-21日

若手会

12月20日、21日と独立行政法人科学技術振興機構(JST)主催の、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域の若手合宿に本プロジェクトも参加しました。合宿には、各プロジェクトから合計25名の若手が参加しました。1日目は、それぞれのプロジェクトの取り組みに加え、出席者それぞれの専門領域についての発表が行われました。2日目は、領域を受け継いでいく世代として、今後横の繋がりをどのように作っていくか等の議論を行いました。領域外の同世代の方々と話す機会をもてたことだけでも貴重な体験となりました。また、プロジェクトのテーマに限らず各自の専門領域について話を聞くことができ、プロジェ

クト終了後も、共同研究などを通して連携していける可能性を感じる出会いがありました。このように、プロジェクトの枠を越えて共同研究の可能性が広がれば、それは若手のキャリアに繋がります。さらに、若手がキャリアを積むことで、プロジェクト全体の業績の増加にもつながるようになって感じました。本プロジェクトは4年間という期限がありますが、プロジェクトが終了したらそこで終わるのではなく、この「子どもの安全」という研究開発領域がJSTの手から離れて存続していくためにも、次世代の育成は非常に重要な事項であると感じました。



ブル博士 Q&A

2009年7月23日

Q&A

ブル博士 Q&A

当プロジェクトでは、英国レスター大学司法心理学部教授であるレイ・ブル博士にアドバイザーとして助言、情報提供をしていただいています。ブル博士は、被疑者に対する警察官の面接や子どもを含めた被害者の面接技法に関する研究の第一人者であり、英国のガイドライン作成に貢献されました。そこで、司法面接のあれこれについてご質問し、以下のような回答をいただきました。



**Q** 何歳の子どものであれば、面接できるでしょうか。

**A** 6歳であればできます。3歳半～4歳の子どもの面接は、豊富な経験がなければできません。

**Q** 子どもの言語表現能力は問われないのでしょうか。例えばIQはどうでしょう。

**A** 子どもの能力は、面接のなかでだけ査定します。IQテストの結果などは、予断となる可能性があります。IQが低くても面接ができるケースもあります。なお、IQと記憶能力には相関がありますが、面接者の技術があれば、低いIQの子どもでも面接に応じることができます。

**Q** 子どもに開示してもらうには、どうすればよいでしょう。

**A** どのように開示させるかは、ガイドラインを参照してください。子どもは虐待についてはたくさん話しても、親のことは愛しているものです。そのため、最初はあまり話さず、親を守ることもあります。パパは刑務所にいくの？と子どもが聞くこともあります。そのようなときは「悪いことをした人は、刑務所に行かなければならないが、まずは何があったか明らかにする必要がある」といったことを伝えます。

**Q** 子どもが虚偽の証言をすることはありますか。

**A** 子どもは false story (嘘の物語、ファンタジー) をつくる、とよく言われます。しかし、英国ではそのような事例はほとんどありません。こういった申し立てによる誤起訴は1、2%であり、多くは離婚訴訟において母親が子どもに嘘を吹き込むことによって生じます。「虚偽」と主張された事例については、録画を見直してみるとよいでしょう。子どもが、途中までは自分の言葉で話していたのに、突然問題の出来事について大人の言葉で話しはじめたりすれば、その可能性があるかもしれませんが、しかし、そのような事例はたいへん少ないです。

**Q** インテイク（面接に先駆けての情報収集）においては、どのような情報を得ておくのがよいでしょう。

**A** 面接者が事件について、事前にどの程度の情報を知っておく必要があるか、という問題は、英国、米国等でも議論されています。事件に関する知識が多いと、子どもを誘導しやす

くなってしまうかもしれない、という懸念はあります。しかし、総論としては、面接官はすべてを知っている方がよいようです。面接の訓練を十分受けていれば、事前の知識によって誘導が増えるということはありません。

ただし、訓練不足の面接官は、知識をもとに推測をしてしまう可能性もあり得ます。被面接者が幼児である場合、事前情報が無いと、状況を理解するのが困難になります（例えば、子どもが家庭内の人に虐待を受けていたとしても、家庭内の情報を知らないと、人は「外部の人」にされたと解釈してしまいがちです）。また、子どもは家族による虐待のことを話しにくい、ということもあります。面接官が虐待者が家庭内にいる可能性を認識していれば、その子どもの長い「間（沈黙）」も理解できるかもしれませんが、しかし、事前の情報を得ることで何か問題があったとしても、録画をしておけば、後で確認することができます。面接官が事前情報を使って間違いを犯すこと（誘導するなど）はあり得ますが、それはたいてい、面接の終わりの方で起こります。

また、事前の情報を得た経験の浅い面接官が「お父さんがやったんだね」などと言ったとしても（これはしてはいけないことですが）、もしもこの発言により、子どもが自発的に話し始めたとすれば、それは悪くないともいえます。

**Q** インテイクは誰がやればよいでしょうか（面接者がやるのがよいでしょうか）

**A** うまいラポールがとれればその方がよいでしょう。ただし、事前情報は大人（親等）から得る必要があります（つまり、子どもから聞くのはよくありません）。

**Q** ノートテイキングはすべきでしょうか。

**A** 面接では、キーとなる言葉を記録する程度でよいでしょう（不明なことを記録しておき、あとで確認するため）。ノートをとる場合は、どうしてノートをとるか、子どもに説明をする必要があります。例えば、「忘れるといけなからノートをとるけれど、いいかな」等のように。ノートをとると、どこが重要かを子どもに教えることになる、という懸念もありますが、法廷はノートテイキングについては、あまり気にしていません。



**Q** ドールや描画の使用についてはどうお考えですか。

**A** ドールは名称の明確化にのみ用いるのが原則です。ただし、子どもにも体の動きを示させるために用いることもあります。

例えば、「そして、その人は私のなかにいれた」と子どもが言ったとします。このことについて、もっと詳しく話してほしいというときに、「これがあなた、これがもうひとりの人」と人形を示し、情報を得ることもあります。しかし、このような方法を用いるのは、面接の10%くらいであり、訓練を受けていない人がこのような方法を用いるべきではありません。

絵、例えば子どもの身体を描いた図は棚にはいています（つまり、外には出しておきません）。子どもが「ボーボー」といったときに、この用紙を示し、説明してもらうことがあります。7、8歳はシンボルの理解に問題があるかもしれませんが（描かれたものが実物を代表していることが理解できない等）、大きい子どもであればその問題はないでしょう。絵は、子どもに描かせてもよいですが、自分では描けない場合もあります。場所、誰がいたか、ベッドのどこにいたか等であれば、4歳でも描けるかもしれませんが。なお、研究ではありませんが、描画が「文脈の再現」を助ける、という報告もあります。

私（ブル教授）のところでも、子どもを対象に、描画あり条件と描画なし条件で、どれくらい情報提供に差があるかを調べる実験を6つ行いました。しかし、差はありませんでした。けれども、だからといって「描画が悪い」という証拠はありません。逆に、より多く思い出せるという研究もあります。Grossらの研究では、子どもに絵を描かせると、子どもたちはより多く報告しました。

**Q** 録画する際に重視すべき映像は何でしょうか。

**A** 裁判官や陪審は子どもの顔を見がります。そのため、子どもの顔についてはできるだけ正面の映像があるとよいでしょう。ただ、面接官が身振りで誘導していないことを示すには、面接官も映っている方がよいかもしれません。英国では面接官の映像はそれほど重視されません（声で様子がわかるので）。なお、英国では歴史的に部屋全体と顔の映像の2種類の映像を録画しますが、このことにこだわる必要はありません。

**Q** DVDは複製してもよいのでしょうか。

**A** 英国では、面接時にDVDを2枚同時に作成します。1枚は封印され、1枚はワーキング用として用います。英国では、これ以外の複製は作りません。

**Q** 録画が批判されることはありますか。

**A** 裁判官や弁護士は録画を見て批判します。けれども、面接者が十分な訓練を受けていれば、面接はよくできますから、批判は少なくなるでしょう。司法面接が始まった当時、3、4年は面接のレベルは中程度であり、誤りもありました。けれども今はたいへんよい状態で、間違いも少ないといえます。初期においては、弁護士による批判を受け入れ、そのような批判がなされないようにと、訓練を改善するのに用いました。

**Q** 録画面接の効果について教えてください。

**A** 子どもがたくさん話しているビデオを裁判官が見た場合、それはたいへん効果的です（多くの裁判官は、子どもには報告する能力がない、と思っているので）。

また、ビデオがあるおかげで、スムーズに示談や司法取引が行われることもあります。例えば、事件が法廷に行き、被疑者が性虐待で有罪になったとすると、刑期はたいへん長くなります。また、刑務所では他の囚人から攻撃される可能性も高いのです（子どもへの性虐待は恥ずべき犯罪だと考えられているため）。そのため、弁護士は、録画を見て虐待が実際に起きたであろうと考えると、被疑者に有罪の主張をする（plea guilty：罪を認める）ことを進めます。そうならば16年の刑期が8年になるなどします。

**Q** 面接者に対する反対尋問が行われることはありますか。

**A** 反対尋問はよく行われます。面接官が訓練を受けていれば、「なぜ、それをやったか説明していたか」を説明することができます。「経験にもとづいて、こうやりました」はだめ。「訓練でそう習ったから」と言えば、訓練者に説明が求められることになり、これもよい応答とはいえません。「研究の結果、そうなっているから」と言えればよいのです。どれくらいの知識が必要か、ということ言えば、例えば経験10年の警官は第5のレベル（英国警察・面接技能の最高レベル）となります。しかし、理論は知らなくても、司法面接の訓練を受けていれば、反対尋問にもよりよく応じることができます。訓練がないよりは、ずっとよいです。

以上、書き起こしではなく、メモをもとに補足的な情報も加えながら再構成しました。質問の順序はこの通りではありません。

（文責 仲）







## カレンダー

日付	内容
11月2日	司法面接の研修模様と面接の意義についての記事が北海道新聞(朝刊)に掲載
11月6日	「司法面接支援室通信」配信開始
11月6日	司法面接研究会
11月9日 ～10日	2009年度司法面接研修会第1クール2回目
11月11日	札幌家裁司法面接研修
11月12日	恵庭市児童虐待防止シンポジウム
11月14日	北海道女性医師会「ゆいネット会議」に参加
11月14日 ～16日	CCAP 司法面接研修
11月17日	函館家裁司法面接研修
11月18日 ～24日	Psychonomic Society 会議 (ボストン) 仲研究発表
11月28日 ～29日	子ども虐待防止学会
11月28日 ～29日	JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域合宿
12月4日	「司法面接支援室通信第2号」発信
12月8～9日	東京家裁司法面接研修
12月11日	司法面接研究会(北大)
12月13日	司法面接研究会(北大東京オフィス)
12月17日	警察大学校で講義
12月14日 ～15日	2009年度司法面接研修会第2クール1回目
12月20日 ～21日	JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域 若手の会
12月24日	北海道女性医師の会のHPにプロジェクトの記事が掲載
1月13日	女性相談センターで講義
1月15日	司法面接研究会(北大)
1月19日	北海道中央児童相談所 児童養護施設心理療法担当職員研修会に室員も参加
1月19日 ～21日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修(奈良)
1月25日 ～30日	San Diego International Conference on Child and Family Maltreatment 2010「性虐待についての捜査」研修に室員の上宮が参加
2月2日 ～3日	2009年度司法面接研修会第2クール2回目
2月7日	司法面接研究会(北大東京オフィス)
2月8日	「司法面接支援室通信第3号」発信
2月17日	子どもの虹情報研修センター
2月18日	イリット・ハーシュコヴィッツ先生による講演会「エビデンスにもとづく子どもへの司法面接」(北大)
2月26日	司法面接研究会(北大)
3月1日	北海道中央児童相談所 児童相談所業務システム整備事業分析検討会に室員も参加
3月7日	社団法人日本女医会 子育て支援委員会「十代の性の健康」支援ネットワーク ゆいネット会議 で本プロジェクトについて発表
3月16日	JST 第3回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム いざというときになが頼りか ーどう身を守り、どう助けるかー
3月17日 ～22日	American Psychology and Law Society (カナダ)
3月24日	司法面接研究会(北大)
3月26日 ～28日	日本発達心理学会第21回大会 (神戸国際会議場)
11月-3月	11月から3月までの間に、司法面接を実際の事例に対して3回実施しました。

### 募集中

## お子様 調査協力者

面接法の研究や研修にはお子様の協力が欠かせません。「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、幼児から高校生まで、広くお子様の協力者を募っています。

◆調査への協力者(アンケートや面接調査への参加)

◆研修での「面接されるお子様」役

北大・文学研究科にての調査や研修にご参加いただけます。保護者の方の同伴も可能です。お子様に、効果的な報告ができるようになっていただけるよう、教育的配慮をもって調査、研修を行います。

### 受付中

## 司法面接に関するご相談

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、司法面接の研修や実施に関わるご相談を受け付けています。

### 募集中

## 大学院生募集

北海道大学大学院文学研究科・仲研究室では子どもの記憶、コミュニケーション、認知発達、司法面接等に関する研究を目指す大学院生(修士、博士)の受験をお待ちしています。大学院受験については北大文学研究科のHPをご覧ください。

<http://www.hokudai.ac.jp/letters/>

「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト事務局  
(司法面接支援室)

060-0810 札幌市北区北10条西7丁目  
北海道大学 大学院 文学研究科 内  
電話/FAX: 011-706-2306  
child@let.hokudai.ac.jp  
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

プロジェクト代表  
北海道大学大学院文学研究科 心理システム科学講座  
教授 仲真紀子  
mnaka@let.hokudai.ac.jp